

## 月次総会議事録

令和7年(第1回)加古川市農業委員会月次総会  
令和7年1月27日(月)

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	<del>8 前田 祥道</del>	<del>9 藤原 正樹</del>
<del>10 都倉 澄子</del>	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

### 欠席

8 前田 祥道	9 藤原 正樹	10 都倉 澄子
---------	---------	----------

### 事務局

局長 桑山 隆	次長 中村 浩孝
農地係長 池田 健司	主査 橋本 英

### 農林水産課

農政係 主事 河野 友博	事務員 甲斐 彩香
--------------	-----------

### 現地調査(西地区)

1月20日(金) 午前9時15分から  
丸山副会長、前田農地委員長、東田委員、柿本委員 事務局2名

### 現地調査(東地区)

1月20日(金) 午後1時10分から  
丸山副会長、前田農地委員長、都倉正委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 2時30分

議長 ただ今より、令和7年第1回の月次総会を開催いたします。  
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 17名  
本日の出席委員数 14名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、1番 堀江 保充 委員、2番 都倉 正 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第1号を議題といたします。  
議案第1号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。  
議案のご説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案書3ページ、11番の志方町永室の案件については、本日1月27日付で取下げ願いが提出されましたので、議案書から削除願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 神野町西条 [ ]、[ ] 平米 外1筆、計 [ ] 平米。

[ ] さんから、[ ] さんへ。新設農家。

2 山手一丁目 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ]

[ ] さんへ。新設農家。

3 野口町良野 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ]

■さんへ。

4 野口町北野■■■■、■■■■平米 外5筆、計■■■■平米。  
■■■■さん 外2名から、■■■■株式会社へ。農地所有適格  
法人。

議案書2ページをご覧ください。

5 八幡町下村■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平  
米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

6 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■  
さんへ。

7 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■  
さんから、■■■■さんへ。

8 志方町志方町■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、  
■■■■さんへ。

9 志方町上富木■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■  
さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

10 志方町投松■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さ  
んへ。新設農家。

12 志方町成井■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■  
さんへ。

13 志方町成井■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、  
■■■■さんへ。

14 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■  
さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

15 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、  
■■■■さんへ。

16 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■  
さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現  
況が農地であることを地元委員により確認しております。

新設農家のうち、1番及び2番の案件については、新規就農にかかる聞き  
取り調査を実施しています。また、10番の案件については、取得面積が小  
さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断  
があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～4ページのとおり、事務局の書面  
審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3  
条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許  
可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　ここで、1番並びに2番の案件について、新設農家の聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

丸山委員　議席番号18番　丸山です。1月20日月曜日　午後2時40分より、前田農地委員長、都倉　正委員と私、事務局1名の合計4名で、議案第1号1番及び2番の譲受人である■■■■■さん、申請代理人である菊川行政書士の出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■■さんは、自営業を営む傍ら、農業にも興味を持っておられたので、自宅近隣の農地について譲渡のお声がけがあったことをきっかけに、このたびの申請に至ったと伺いました。

子どもの頃に実家の手伝いをした程度でそれ以後農業経験はないけれども、地元の農業者に教えてもらいながら進めていきたいとのことで、作付け予定の作物は、ナスや大根などの野菜で自家消費の予定です。現在は草刈機と軽トラックを所有とのことで、今後、トラクターの購入や隣接地での保管場所の確保などを考えているとのことでした。

水入れや草刈り等のルールも確認されたとのことです。新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第1号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第1号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第1号について、許可することに決定いたします。

議長　　次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号の18件については、令和6年12月6日から1月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第3号を議題といたします。  
議案第3号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。  
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。

2 上荘町国包■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。

3 西神吉町辻■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。始末書添付。

4 志方町投松■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。倉庫及び露天駐車場及び露天資材置場。

議案書12ページをご覧ください。

5 志方町永室■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん 外1名から、株式会社■■■■へ。農作物栽培高度化施設附属施設及び露天駐車場用地。賃借権設定、始末書添付、一部転用。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年1月20日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第3号の1番。申請の土地の位置は上西条の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第3号の2番。申請の土地の位置は国包の西、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。以上2件、地元立会委員は、馬田委員、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年1月20日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第3号の3番。申請の土地の位置は辻の東、現況は宅地。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第3号の4番。申請の土地の位置は投松の西、現況は稲作あと、一部宅地。申請地の周囲は、東が宅地、西が水路、南が道路、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第3号の5番。申請の土地の位置は永室の南、現況は稲作あと、一部雑種地。申請地の周囲は、東が水路、西が高度化施設建設中、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第3号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号の2件については、令和6年12月6日から1月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局

の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号の8件については、令和6年12月6日から1月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第6号を議題といたします。

議案第6号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設届出にかかる専決処理について報告のこと。

1 志方町永室■■■■、■■■■平米 外6筆、計■■■■  
■■■■平米。申請人 株式会社 ■■■■。賃借権設定。

この案件につきましては、農地法第43条第1項の規定により、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うために事前に届出があったもので、地元委員及び事務局による現地調査及び書面審査の結果、基準を満たしていると判断したため、令和6年12月10日付で会長専決により受理したものです。

以上です。

議長 議案第6号については、報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第7号を議題といたします。

議案第7号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第7号 非農地証明願承認のこと。

1 八幡町野村■■■■、■■■■平米。亡 ■■■■ 相続人 ■■■■  
■■■■さん、昭和45年頃より。

2 西神吉町宮前 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、平成 12 年 2 月頃より。

3 志方町岡 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和 48 年頃より。

4 志方町東中 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和 55 年以前。

5 志方町西牧 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外 4 筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和 30 年頃より。

6 志方町西牧 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外 7 筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和 50 年頃より。

7 志方町横大路 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和 35 年頃より。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。また、4 番につきましては、農業振興地域農用地内の土地であるため、加古川市農業振興地域整備計画において支障がないかを農林水産課へ意見照会したところ、支障なしとの回答がありました。

つきましては、別紙、審議参考資料 7～8 ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1 番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号 2 番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 7 年 1 月 20 日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長と私、事務局 2 名の、合計 5 名で実施しました。

議案第 7 号の 1 番。申請の土地の位置は野村の西。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、馬田委員、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2 番から 4 番並びに 7 番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号 15 番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 7 年 1 月 20 日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、東田委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 7 号の 2 番。申請の土地の位置は宮前の東。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第7号の3番。申請の土地の位置は岡の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第7号の4番。申請の土地の位置は東中の北。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元委員は、安本推進委員でした。

次に、議案第7号の7番。申請の土地の位置は横大路の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番並びに6番の案件について、志方町西地区の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年1月20日、調査者は、船田推進委員と私の2名です。

議案第7号の5番及び6番。申請の土地の位置は西牧の北。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第7号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第7号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第7号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第8号を議題といたします。

議案第8号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書22ページをご覧ください。

この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 尾上町池田 [ ]、 [ ] 平米。相続人 [ ] さん、被相続人 [ ] さん、同居。

なお、この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第8号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第8号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第8号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第9号を議題といたします。  
議案第9号の3件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第10号を議題といたします。  
議案第10号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案第10号 地域計画目標地図素案の決定について。  
議案書23ページをご覧ください。  
この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を別紙のとおり決定し加古川市長に提出しようとするものです。

議案書24ページをご覧ください。

目標地図は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守るべき農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものでございます。

なお、地域計画上の農地の集積率は、認定農業者、認定新規就農者、法人化された営農組織、法人化が見込まれている営農組織並びに、基本構想水準到達者で算出しますが、今回の説明からは、現場の個人の担い手農家さんも

含めた集積面積と目標面積を中心にして説明します。

今回議案上程した目標地図素案は、記載のとおり、全部で12集落11地域で、8番の志方町原は、原東と原西の2集落で1地区となります。

それでは1番から順に目標地図素案の説明を行います。

それでは、議案書25ページ、議案第10号1番、神野町西条地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。また、以降の案件についてもプロジェクターで市へ提出する目標地図素案の原本を映します。審議参考資料は、同法第18条第1項の規定により加古川市のホームページ上に公表された各地区の協議状況を記載しています。

審議参考資料は12から13ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は19.1ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が株式会社■■■■で営農形態は主に水稲です。

本地域については、株式会社■■■■を担い手として、農地バンクを通じて権利設定を行い、現在の集積面積129筆、約11.8ヘクタール、集積率約70%を維持し集積、集約を進めてまいります。

次に議案書26ページ、2番の野口町水足地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、14から15ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は26.3ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、水色が株式会社■■■■営農で、特定作業受委託で区域内農地の約31%の農地管理を行い、水稲、大豆、露地野菜を中心に現状維持に努める計画です。

次に議案書27ページ、3番の①の八幡町宗佐地区の目標地図素案の説明をいたします。

審議参考資料は、16から17ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は53.7ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手に着色をし、白抜きの部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、藤色が認定農業者の株式会社■■■■営農で、区域内農地の約50%を請け負っており、10年後も維持する計画です。

御覧いただいたように、本地域については、株式会社■■■■営農を担い手の中心に、農地バンクを通じて権利設定を行い、現在の集積面積、団地面積の継続を維持してまいります。

次に議案書28ページ、3番の②、八幡町上西条地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。



御覧いただいたように、本地域については、株式会社[ ]と株式会社[ ]を中心的な担い手として、ほか新規参入の2名の認定新規就農者等を中心的な担い手とし、農地バンクを通じて権利設定を行い、水稻、露地野菜、施設園芸、また、飼料作物による耕畜連携等により、今後も継続して農地の維持管理を進めてまいります。

次に議案書32ページ、6番の①、西神吉町大国地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、26から27ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は25.7ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの白地部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、緑色が任意団体の[ ]営農組合で、総面積が2.98ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、任意団体の[ ]営農組合を中心的な担い手として、特定作業受委託等により、また、農地バンクを活用する場合には所有者の意向を確認しながら、農地の集積、集約を進めてまいります。

次に議案書33ページ、6番の②、西神吉町鼎（清水）地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、28から29ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は10.5ヘクタールになります。この地域では、担い手であった農業法人が昨年10月末の中間管理権の終了に伴い廃業しており、今後は人の集落営農組織を立ち上げる予定で、この組織を地域の担い手に、農地バンクを通じて権利設定を行うよう話し合いを積み重ね、農地の集積、集約を進めてまいります。

次に議案書34ページ、7番の①、志方町原（東部・西部）目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、30から31ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は39.9ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの白地部分は各農家の自作農地となります。

具体的には、オレンジが認定新規就農者の株式会社[ ]で、営農類型は施設園芸（トマト）、総面積、約1.27ヘクタールのほか、水稻やイチジクの露地栽培などの個人の農家を担い手に、できる限り農地バンクを通じて権利設定を行い、集積、集約を進めてまいります。

次に議案書35ページ、7番の②、志方町横大路地区の目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。

審議参考資料は、32から33ページを合わせてご覧願います。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総面積は45.1ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手ごとに着色をし、ほかの白地部分は

各農家の自作農地となります。

具体的には、任意団体の■■■■営農組合が総面積17.76ヘクタールのほか、認定新規就農者でいちじくの生産農家である■■■さんが総面積0.6ヘクタールなどの個人農家が担い手として、当該地区の農地の約30%を管理しています。

御覧いただいたように、本地域については、任意団体の■■■■営農組合には特定作業受委託により同営農組合を中心的な担い手として、また、認定新規就農者の■■■さんについては、農地バンクを通じて権利設定を行い、集積、集約を進めて、引き続き担い手や集落営農組織、個人農家が適切に維持保全を進めてまいります。

なお、すべての案件について、各地区の目標地図素案は、審議参考資料のとおり地元開催の協議の場で協議を行い、了解を得ております。

以上、議案第10号の計11地区の案件について、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第10号について、ご意見ご質問を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第10号について、原案のとおり決定し、加古川市長に提出いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第11号を議題といたします。

議案第11号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について。議案書37ページ、審議参考資料9～11ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数11戸。農地の中間的受け皿となる者の数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数21戸。筆数38筆、面積43,837平米です。

続きまして、38・39ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。

概要の説明は以上とさせていただきます。

議長 農林水産課の概要説明は終わりました。

ここで、議案第11号のうち各筆明細10番、11番、15番並びに17番から19番については、丸山 良作 委員 及び 藤原 正樹 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員及び藤原委員に退席を願い先に審議を行います。

それでは、丸山委員、藤原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員・藤原 正樹 委員 退席)

議長 では、議案第11号のうち各筆明細10番、11番、15番並びに17番から19番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書40～43ページの各筆明細10番、11番、15番並びに17番～19番の案件につきましては、貸す者6名、借りる者 農事組合法人 〇〇〇〇 営農組合です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料9～11ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第11号のうち各筆明細10番、11番、15番並びに17番から19番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第11号のうち各筆明細10番、11番、15番並びに17番から19番について、原案のとおり決定いたします。それでは、丸山委員、藤原委員に着席願います。

(丸山 良作 委員・藤原 正樹 委員 着席)

議長 次に、議案第11号のうち、各筆明細10番、11番、15番並びに17番から19番を除く、1番から21番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書40～43ページ・31ページの各筆明細10番、11番、15番並びに17番～19番を除く、1番～21番の案件につきましては、貸す者 15名、借りる者 10名です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料9～11ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第11号のうち各筆明細10番、11番、15番並びに17番から19番を除く、1番から21番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第11号のうち各筆明細10番、11番、15番並びに17番から19番を除く、1番から21番について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これ

にて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後3時23分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和7年1月27日

署名委員 (1番)

署名委員 (2番)